

—第18回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

(野沢座長)

こんばんは。時間が過ぎたので、18回研究会を始めます。関係団体からの意見交換を行います。

事務局から資料確認と出席課の確認をします。

(事務局:小森)

(資料確認と出席課紹介)

(野沢座長)

ありがとうございます。では11の関係団体から意見交換を行いたいと思います。なにぶん時間がないので5分程度で発表していただきたいと思います。

では千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会の前波様から。

(千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会 前波様)

千葉県の精神障害者作業所は約50カ所。必要もあり、また、増やしていかなければならないが、研究会の報告の内容について、作業所の立場から意見を申し上げたい。意見は資料4の最初にあります。

障害者の施設が立地を断念せざるをえないようなことのないよう法制的・倫理的な条例ができないか。

いままで、立地を断念したような例、参考となるような例もあるのではないか。

全体のまちづくりのためには必需品。普通の県民、障害をもつ県民の発信も12pにすべきことが書かれているが、害者のための施設がまちづくりの必需品という記述が必要ではないか。

(野沢座長)

ありがとうございます。では委員の方からなにか。

(横山委員)

2つ質問がある。市内の作業所しか選べないという状況がある。他の市の作業所への越境入所ができないかと思う。

また、家族がいない当事者等は、家族会の作業所に入れない。その点について考えを聞きたい。

(千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会 前波様)

自然な形として越境になっているケースもある。ケースバイケース。

また、家族会も、考慮できるところが多いのではないか。行政の指導もあるが、複数の作業所を一つの町が持つのは難しいと思う。

越境のこと、家族会のこと、考えるべきことが多くある。

(森委員)

今日は忙しいところありがとうございます。森です。

資料の真ん中の3行が一番言いたいことだと思うが、国が作る法律と違って、条例には限界があるということを学ばせていただいたが、その中でできることを考えてきた。

研究会での議論は、法制的な啓発とともに、地域において受け皿ができるきっかけづくりをすることを主としているものと、一委員として申し上げたい。

(野沢座長)

よろしいですか？

昔はよく周辺住民の同意書が必要ということだったが、最近はどうか。

(竹林課長)

今は同意書はいらないが、周辺住民の反対で事実上できない、ということが多いのではないかと思う。

(野沢座長)

では、千葉県精神保健福祉士協会の安藤さんから。

(千葉県精神保健福祉士協会 安藤様)

現場の精神科で働く者の立場から感じていることを話したいと思う。

精神障害はこれまで「医療」との関わりがとて強かった。今は「精神保健福祉」ということで、地域に出て行くことが治療面でもプラスになっているとひしひしと感じる。

デイケアも、PSWが何か教えるというのではなく、みなで話し合っって何か完成させる、みんなでわいわい言いながらやるという過程そのものが、精神の病気をもちつつ自分づくりをするというきっかけになっているのではないかと思う。

精神障害者に対するイメージにはまだまだネガティブなものがある。医療機関、行政、当事者その他いろいろ立場があるが、お互いの立場で何かできないかと思う。

また、教育の場においても、例えば、「精神障害になっても、薬物療法とサポートがあれば、地域で暮らせるんだ」ということを教えていければと思う。

(野沢座長)

ありがとうございます。では委員の方から何か。

(山田委員)

仕事の中で、当事者の方からどのような課題を持ち込まれるか。条例でも問われると思うが。

(千葉県精神保健福祉士協会 安藤様)

「できるようにならなければいけない」という気持ちを感じられるが、支援者の立場からす

ると、それもそのとおりだが「ありのままに」住める環境が望ましいと思う。仲間が集える場、自己表現できる場が地域に当たり前のように設置できればいいのかな、と思う。

(山田委員)

ありがとうございました。よいお話でした。

(障害者計画推進作業部会 木村委員)

病院にデイケアで通っている方が地域に出ていくためにはどうすればいいか。
地域に資源がないために、病院に日中活動の場を求めざるを得ない状況がある。
どのような障害があって、そのような状況になっているのか。

(千葉県精神保健福祉士協会 安藤様)

極論すれば、社会に資源があれば、デイケアは要らないのではないかとも思う。
ではどうすればいいのかというと、重複する話だが、「仲間がいる」ということが重要。「社会」という川にポンと飛び込むのは勇気が要る。対人コミュニケーションに苦手な面がある方もいるので、ちょっと安心できる場所、ほっとできる場所があればよい。
また、やはり経済的な問題、マンパワーの問題もある。訪問看護などもしているが、現実として対応しきれていない。そこが課題と思う。

(野沢座長)

ありがとうございました。
では千葉県中小企業家同友会の市川さんどうぞ。

(千葉県中小企業家同友会 市川様)

条例の関係からは離れるかもしれないが、中小企業のことを話したい。
中小企業の経営者が障害者雇用を考えることができるような情報を整理して、積極的にPRしてほしい。
また、障害者雇用している企業の支援をお願いしたい。
学校教育の関係では、就学時に健康な方と変わらない生活訓練を身につけて、就労上支障のないような準備をしていただくことをお願いしたい。また、それは学校だけでなく、親たちにも知ってほしいこと。しつけができてない、挨拶ができない、ということは障害の有無にかかわらず嫌われる。
通所更生施設、授産施設、作業所などでも、将来自立できる方向の訓練をお願いしたい。
確か中間報告の中に「自力通勤できないというのは差別」というのがあった。大企業では支援する場合もあるが、企業では最小限、自分の力で通ってきてくれるというのが条件ということも理解願いたい。
今年の夏に、盲聾養護の教員が企業で研修した。画期的なこと。企業で子どもたちがどういう暮らし方をしていくか、これからの課題にできるのではないかと思う。
企業は、一般の健康な方でも、やはり優秀な方を採る。それは理解してほしい。企業の経営者は差別の加害者と言われがちだが、そうではないと言いたい。

少子高齢化の中で、企業も障害者をいかに活用するかを考えつつあるので、障害者も、できることをやっていただきたい。

また、千葉市の養護学校、特殊学校の先生、保護者との3者懇談会をしている。これは、条例に組み入れられるかは別だが、話させていただいた。

(森委員)

貴重な意見ありがとうございます。

ご承知していただいていることとは思うが、中間報告の内容でご指摘されたことは、「これが差別」として取りまとめたものではなく、「こういう事例が挙がってきた」ということを例文化していることとして認知していただきたい。

(野沢座長)

他にはどうでしょう。

では、次に千葉県弁護士会の藤岡様からどうぞ。

(千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター 藤岡様)

弁護士会に委員会があり、私の所属している高齢者・障害者支援センターや消費者委員会、人権擁護委員会が関係のい委員会だと思われる。

障害者差別をなくすための、弁護士会としてのはっきりした取り組みはないが、個人的見解として申し上げたい。

国に先立って条例を作るのはすばらしいことと思う。

先ほど条例の限界という話もあったが、行政対私人と、私人対私人という関係があるが、私人対私人では自由な立場の平等な私人の関係をどう調整するか、実質的に不平等な障害者をどう平等な関係にするかということだと思う。

弁護士として個別に相談を受けることがあるが、差別というのは受け取る人によって大きく差があると感じている。

また、虐待も本来刑法で、人の金を盗れば窃盗になるし、一般条項で処罰される民事上の損害賠償などで解決するのが本筋。だが、差別に当たるか当たらないかというグレーの濃淡を解決していくのが条例案ではないかと思う。

条例案については、総論的には行政のほうがプロなので差し控えるが、気になるのは17p以降に、限定なく「不利に扱うこと」というのが出てくる。個人的には、「正当な理由なく」というような言葉を足した方がよいのではないか。

先ほど中小企業の方が言ったように、私人間の調整となると、正当な理由があるのかないのか考える必要がある。

また、合理的配慮という言葉があるが、「合理的」という限定があるので使ってもいいのかなと思うが、これをもって罰則というのは難しいと思う。

罰則については、前回出席した弁護士会の委員の話もあったかと思うが、タバコのポイ捨てとは違うと思う。「何が差別か」という共通認識がない。

明らかな犯罪となるものも含めて、どう掘り起こしていくかが重要。
明らかに刑法に触れるものは刑法で罰すればよいのではないかと思う。

(野沢座長)

ありがとうございました。
さて「正当な理由」についてですが、「障害を理由として」ということはどう考えるか。

(佐藤副座長)

「正当な理由なく」というのが各条項に入ったほうがいいのではないかというご意見ですが、適用除外規定を設けており、こちらでカバーできるのではないかと思う。

差別かどうかは、人によって判断が分かれるので、全体の中で、いくつかの枠組みでカバーすることとしたい。

弁護士会にお願いしたいが、罰則なく、損害賠償もないソフト路線の条例を考えているが、一番深刻なケースをご担当されるのは弁護士さん。差別の加害者側、被害者側両方から相談されると思うが、それが差別か判断する、法律家としての「センス」が問われてくると思う。

弁護士会の中で、「センス」を法律家の方々の中で研究していただけないか。

3委員会連合して、弁護士会の中でアイデアをいただけないか。また、東京都などとも連携していただけないかとえているが、いかがか。

(千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター 藤岡様)

刑事的なことであれば、障害のあるなしにかかわらず犯罪になるが、民事的なことで、差別に当たるかどうかは難し問題。例えば、慰謝料が認められるか、認められても何万円か、ガイドラインを作るべきなのか、よく分からない。

あっせんや調停をする中で自然とラインができてくるのではないかと思うが、金銭的な解決になってしまうので、司法に行く前の段階で起こらないような施策を行政の方にやっていただきたいと思う。

また、千葉県弁護士会として、東京の存在は大きいし、一緒にやっていくというのはちょっと違うかと思うが、何らかの姿勢はとっていかねばならないと思う。今後の課題。

(野沢座長)

佐藤副座長も千葉都民の先生なので、ぜひよろしくお願ひしたい。

(山田委員)

障害者は被疑者になっても、被害者になっても大変なことになるが、何か取組は。

(千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター 藤岡様)

例えば、被疑者になった場合の手話通訳。また、弁護士の費用が負担できない方には扶助協会の制度があるが、これは障害者特有の制度ではない。

そういうラインにどうやって乗せていくか、というのが個々の弁護士の努力。

やはり、ルートに乗らないというケースが多いと感じる。傷害をうけても、被害届の出し方も分からないとか、あるいは、無実の罪で疑われたという例もある。そういう掘り起こしをしていくしかないと思う。

(佐藤副座長)

いま言ったような被疑者のケース、また、自分の被害を主張できないケース、そういう人にとって、弁護士は非常に重要な存在。全県的に展開できるような工夫をできないか。

費用のことも重要だが、何より、障害者が自分で声を出せないことを分かっている弁護士さんが増えることが重要。お願いしたい。

(千葉県弁護士会 高齢者・障害者支援センター 藤岡様)

努力したいと思います。

(野沢座長)

私からもお願いしたい。

では、千葉県盲聾養護学校PTA連合会の橋本さんからどうぞ。

(千葉県盲聾養護学校PTA連合会 橋本様)

50pにあるように「罰する」「取り締まる」ではなく「理解を広める」というのが重要だと思う。

乙武さんのおかげで、身体障害者に対する理解が広がったし、「星の銀貨」というドラマで手話サークルが広がった。今は「1リットルの涙」が放映されているが、テレビドラマなどは影響が大きい。各障害の普及ビデオのようなものを作れないものか。

小学校の総合学習で福祉の時間があるが、先生方が「何をしたいか分からない」という声もあるので、ビデオのようなものを作ってほしい。

近くの小学校から、聞こえないお子さんのことを話してほしいと頼まれてミニ講演に出かけるが、1人ではたくさん学校を回りきれない。

講演1時間で100人単位の純粋な子どもたちが理解してくれれば、福祉の時間が有効に活用できると思う。まずビデオを使って、そして障害のある人が補足してさらに触れ合うことができれば効果的だと思う。

また、罰則とか差別とかをあまり前面に出してしまうと、逆に反感を生んでしまうような気がする。差別ということでも、理解を広めることにエネルギーを注いでほしい。

(野沢座長)

ありがとうございました。

(森委員)

意見というよりも、すごく感激している。障害のある人を理解していく仕組みを実際に活動として普及・啓発している人がいるということがわれわれにも励みになった。ビデオ作りについてもすごくいい話を聞いた。ありがとうございました。

(野沢座長)

ビデオもいいんですが、CMを作ろうという話もある。

それから、劇団もできている。市川の「空」や、鴨川の「結」のような取り組みもある。

(野沢座長)

ではNPO法人千葉県中途失聴者・難聴者協会から意見発表をお願いいたします。

(NPO法人千葉県中途失聴者・難聴者協会 石井様)

私たちは、人生の途中で聞こえなくなった。日本語はしゃべれるが、手話が読めるわけではない。高齢化の中で、手話を身につけるのが難しい人が増えてくる。

普通に話せるから聞こえないとは思ってもらえない。初めは書いてくれるが、途中でこちらがしゃべってしまうと、書くのを止めてしまう人が多い。書いてほしいとお願いした時には、書いていただきたいと思う。

駅で電車が止まってしまうと、情報が入らないので分からない。

こういう会議でも、一番情報が遅れるのが私たち。

手話の講習会があるが、途中で聞こえなくなった人は、初めは勉強にならない。ぜひ、OHP付きの手話講習会をしほしい。

要約筆記の数が少ない。手話通訳も大切だが、要約筆記も大切。

聞こえないと分かると、逃げていく人もいる。そういうときはみじめな思いをする。何か手伝いたいと言っても、「聞こえないんだから・・・」という雰囲気になる。

私たちも、自由に講演に参加したい。しかし、手話通訳しかついていない場合が多い。要約筆記、OHPをつけてくるようお願いしたい。そうすれば、年配の人でも見ることができ

(野沢座長)

ありがとうございました。

(森委員)

とてもいい話、ありがとうございます。

一般論になってしまうが、人間は障害のあるなしにかかわらず、面倒なことを避けてしまう傾向がある。障害を抱えている中で、「私たちも何か手伝いをしたいことがあるんです」と言ってくれることに、私も頸椎骨折をしている中途障害者だが、やっかいなことや面倒なことと向き合いながらお互いの関係をどう作っていくのかということを経験の魂に盛り込んでいきたいと思っていたので、また今日も励まされた思いです。

(野沢座長)

他の方はどうでしょう。よろしいですか？

では千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会の酒井さんからどうぞ。

(千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会 酒井様)

障害のある子は生まれてから、生き方が決められているような雰囲気、壁がある。

一番理解いただいているタウンミーティングの場においても、就労、地域の学校で学ぶ、という話をしたときに、来ている方と話がちぐはぐになってしまった。内容を掘り下げてみると、地域の作業所で働く、地域の特殊学級で学ぶ、ということだった。私たちは、普通の会社、普通学級で学ぶと思っている。これは、ずっと直面してきた壁。

教育の問題は、私たちは「同じ場で」ということにこだわりたい。先程から、小学校でお話ししてくださる、ビデオを作るという話があったが大賛成で、ぜひ参加させてもらいたい。また、私たちも独自のビデオを持っている。

でも、クラスメイトに障害のある子がいたら、いろいろな問題を解決していく中で、理解が進んでいくのではないかと思う。

特殊学級に通う子の親学級の子にアンケートを採ったが、250人ほとんどから、「障害のあるのに頑張っている」というすてきだが、ほぼ同じ答が返ってきた。

しかし、普通学級のクラスメイトにアンケートをとらせてもらうと、35名がさまざまな答だった。同じ場にいることが理解する助けになっていることを実感した。

その延長上に、高校進学がある。障害を理由に、不当な扱いをされてはいけないということには皆さん同意すると思うが、どんな努力しても知的障害のある子はテストで点が取れない。そういう中で、定員が空いているにもかかわらず、この学校で教育するには値しないということで落とされる。とても残念です。競争であれば仕方ないが、競争がない中でうちの息子だけがおとされてしまった。今は別の高校に通っていて特に困ったということはないが、教育の面で考えてほしい。

(野沢座長)

委員の方、何かありますか。

(森委員)

家庭教師をしているが、義務教育の中での要素と違って「高校へなぜ行きたいのか」ということに子どもたち自身が迷っている現実があって、高校に進学しても途中退学する子どもたちもいる。そのことを探っていくと、「子どもの思いと親の思い」がマッチングしているのかどうかということがある。

たしかに入り口で道を閉ざすのは制度として問題だが、そもそも学力で選抜すれば行きたい高校へは行けない。

教育の空間が一緒になれば差別がなくなるとは思わないということを出させてもらっているが、当事者思いと親の思いを区分けして考える必要があるのかなと思っている。

(千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会 酒井様)

私は高校に行かなくてもよいと思ったが、本人が行きたいと思っている。

点数で高い順から取っていくのは仕方がないことだと思っているが、定員が空いているに

もかかわらず入れない。成績は悪かったが、授業態度はよかった。落とされる理由が分からなかった。

(野沢座長)

森委員の意見は一般論としてということですね。

(森委員)

そうです。

(千葉県盲聾養護学校 PTA 連合会 橋本様)

補足したい。先日、耳の聞こえの悪い子がインテグレーションで普通学級に行ったので「学校はどう？ 困ったことはない？」と訊いたら、「授業はいいが、つらいのは昼休み時間や給食」だということです。一番楽しいはずの時間が一番つらいと聞いてハッとした。

学校が理解して受け入れて、初めは配慮してくれても、慣れてくると子どもがどんな悩みを持っているか鈍感になってしまうと思う。両親は受け入れてくれたことにありがたさを感じているのだろうが、本人はそうでないこともある。意外と、子どもの方が、親や先生に気がねしているのかもしれない。

(野沢座長)

全国脊髄損傷者連合会千葉県支部さんからどうぞ。

((社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 石井様)

私どもの千葉県支部は130名ほどの団体です。

車いす、ということで話したいが、27pの「建築物、交通手段」に「～公共交通機関の利用を拒否し若しくは制限し、又は他の人と異なる条件を課すなど不利に扱うこと」とあるが、こういうことが現実になればありがたい。

アクアラインができてからバスが便利になったが、ターミナルで「車いすは介助者がなければ乗れません」とはっきり言われた。

私たちは、差別というより、例えば、バスがノンステップバスになるなどバリアを解消してくれれば、一人で移動できる。

車椅子の人で車を運転できる人は、私たちの会で80%くらい。車は生活必需品。

差別の観点からは拡大解釈かもしれないが、ハートビル法に「車いす使用者用駐車施設」という言葉がある。これは障害者用と理解していただいてもよいと思うが、何を言いたいかという、一般の方に使用されてしまう。

4年ほど前から年に4～5回ほど、啓発のためのチラシ配りをしている。しかし、見ている前で普通の人々が駐車する。

休日になると、車いす用のスペースが満杯。なぜ車いす用のスペースが必要なのか理解されていない。車いすはドアを全開にしなければ乗り降りできない。ただ出入り口に近いからというだけではない。

今日は要望書を持ってきている。

1つめは、「車いす用の駐車場ですよ」と、アスファルトを青色に塗ろうということ。

2つめに、一般の人が駐車したときの罰則を設けてほしい。いただいた資料には、そこまですると障害者と一般の人の気持ちが離れてしまうと書かれているが、私たちはそこまでやらないと解消しないのではないかと考えている。

500円でもいいから罰金をとを考えている。

(野沢座長)

委員の方から意見を。

(高梨副座長)

ひとつご意見をいただきたい。

バリア解消ということで、障害者と非障害者の間は解消できるが、障害者同士の間のバリアの改善についてはどう考えているか。

例えば、視覚障害の方は歩車道の段差はあった方がいい、車椅子の方は段差がない方がよい。あるいは、ノンステップバスは、視覚障害者は階段がないのでびっくりする。

全ての人が過ごしやすいようにするにはどうすればいいか、意見をいただきたい。

((社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 石井様)

今ご意見のあった歩道と車道の段差だが、私はあってもよいと思う。ただし、交差点など横断するところの段差はなくしてスロープにしてほしい。

点字ブロックも、私はさほど違和感はない。

また、私は、車いす用の駐車スペースはもう少し範囲を拡大して、妊婦さんや高齢者、足の悪い方には使ってもらってよいと思う。ただし、元気なお兄さんに使われるとムカつきます。

(高梨副座長)

質問が悪かったのかもしれないが、「障害者間のバリアを取り除く方向」について意見をいただきたいと思った。

((社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 石井様)

私はそれほどバリアを感じたことはないが。

(高梨副座長)

何も感じていない、あるいはお互い様ということで意識していない方もたくさんおられるが、各障害種別を主張するあまりに、行政側が困るケースもかなりある。県民対障害者という対立構図ではなく互いの理解を深める方策を、とあるが、障害者対障害者という構図も同じレベルで考えないといけないと感じています。

(鈴木教授)

罰則についてお話ししたい。この条例は全ての場面をカバーしようとしているので、駐車場

だけを取り上げて罰則を科すのは形式上難しい。

しかし、例えば37pにあるが、各分野別に推進会議を設置し、関係者が話し合っ、コミュニケーションをすることとしている。

モラルの限界を超えているということであれば、そこから罰則を設けることはできると思う。しかし、この条例で個別の罰則を設けるのは、「基本条例」というこの条例の性質上、難しいと思う。

((社)全国脊髄損傷者連合会千葉県支部 石井様)

鈴木先生のおっしゃるとおりだが、私が持ってきた要望は、この条例に乗せるということではなく、改めて考えてほしいということ。

(野沢座長)

共に育つ教育を進める千葉県連絡会の山本さんと下平さん。

(共に育つ教育を進める千葉県連絡会 下平様)

中間報告の中の、障害のある人もない人もともに暮らしているのがあたりまえという「県民文化」の創造、ということはずばらしいと思っている。

私たちの会は、障害のある子が地域の中でみんなとっしょに学び育っていくことを願って活動している市民団体で、25の団体が参加している。統合教育の本を発行したり就学相談会や個別の支援活動、行政との話し合いなどの活動をしている。

個別の相談も年間300件ほどあり、最近でも、特学から普通学級への転籍を希望しても手続きしてもらえない例、介助員が階段昇降を手伝わない例、自分では動けない子を目の前にして何もしない先生、小学校の通知票を書いてもらえない子など、毎年毎年、同じようなことが県内の学校で起こっている。

活動を通して思っていることは、障害の状況にかかわらずどの子も普通学級で学ぶことが保障され、その上で、当事者の希望により特殊教育の場を選ぶことができる制度にしていくことが必要だということ。原則を変えることが県の条例一本でできるとは思っていないが、「推進会議」の設置が盛り込まれているので、長期的な取り組みがされることを願っている。普通学級に通う障害児は1000人くらいいると推察されており、統合教育の実践や対応の良い事例もたくさんあるので、情報提供など協力させていただきたい。

「論点とイメージ」を見て、個別救済の機関や推進会議も設置され、見直し規定などもあり、とても行き届いたものと感じている。

障害があることにより、統合された環境を奪われることは、教育に限らずもっとも基本的な差別と思う。

それから、普段なかなか聞く機会もないので、聞きたい。

各分野に書いてあることは不利益取扱いと思うが、25pの教育については、「障害を理由として」が抜けているのは意味が分からなくなるからだと思う。だとしたら、これは本当に不利益取扱いなのかという疑問を持つが、どう考えたらよいか。

また、ここでいう適切な指導や必要な支援は合理的配慮とは別のものなのか。

また、分野別の差別に当てはまらない事例は33pの救済条項でカバーされると思うが、33pには「不利益を与えてはならない」とあり差別とは書いていない。これも差別という位置づけなのかどうか。

後でもいいので教えてほしい。

(竹林課長)

質問についてお答えしたい。

お示しているものは、ある程度事務局で法制的観点から提案したものだが、検討が足りない点もあり、研究会の議論の趣旨を生かしつつ、書きぶりは若干変更する余地がある。

「障害を理由として、教育の機会を奪い狭めること」とすれば簡単な規定になるが、いかなる学校にも行かせないということは今時ないし、そのような規定にしてもあまり意味がないものになる。むしろ、教育に中身を付けて、「その人にあつた教育を受けられないこと」とした方がこれから改善すべき部分があるので、そのような内容がよいと考え提案した。そのような経緯で、障害を理由として、が書かれていない。

また、33pは、ここだけが差別ではないという意図ではない。各分野で主立ったものを書いて、個別救済に活かすために一般条項を置いているもの。他のところは差別してはならない、となっているが、ここも「差別してはならない」となると同語反復になってしまう。

今後法制審査もあるが、考えていきたい。

(野沢座長)

予定の8時を過ぎたが、続けさせていただきたい。なお、これからの退席は自由です。では、NPO法人もくようの家からどうぞ。

(NPO法人もくようの家 古谷様)

もくようの家は、主に知的障害のある若者の社会参加と自立を支援している。

地域の学校に行くための支援は「共に育つ教育を進める千葉県連絡会」高校への進学は「千葉「障害児・者」の高校進学を実現させる会」と連携しながら進めさせていただいている。

現在は県立高校を卒業した子の就労支援をしている。また、佐倉市のTMO事業で障害のあるなしにかかわらずとも生きあえる地域社会を目指した事業をしている。

入学しても障害があるがゆえに違う扱いをされる。就労に関しても、障害のある人と接したことの無い人がほとんど、理解されない。

しかし、周りの対応次第で、理解をされて楽しい学校生活を送っている子もいるが、さきほど下平さんから報告があつたように、つらく悲しい思いをしている子もいる。

始めに理解をいただくまで、様々な困難を乗り越えねばならない。

教育の機会においては、障害のある子もない子も統合した環境にしないことは差別であること、就学してからは、保護者に負担を課すことは差別と考えている。就労に関しては教育の延長上にあると考えている。

(森委員)

「ともに学ぶ」ということを、どのようにイメージしているか。

(NPO法人もくようの家 古谷様)

娘は、保育園から小・中とともに学んできて、現在高校3年。勉強だけとは考えていない。本人も、高校は勉強するところと考えていた。教師の理解にも時間がかかったが、その中で、友達との関係性もできてきたし、勉強以外にも生きるための知恵を授けていただく場と考えている。

(野沢座長)

よろしいでしょうか。

では、最後に千葉県精神科病院事務長会の今村さんから。

(千葉県精神科病院事務長会 今村様)

精神科の医療機関の事務長のまとめ役を20年ほどしているが、その中でハンディキャップと感じていることが3つほどある。

1つは、患者さんのためを思って施設を作ろうとしても近隣住民の反対や誤解があつてなかなか進まない。また、自分のところの患者さん、他の医療機関の患者さん、あるいは通院している患者さんを共通に入れることで一番ハードルになるのが、住む場所と仕事だと思う。

なかなか家を貸してくれないとか、どこそこの医療機関に通っているとなかなか雇ってくれない、というのが精神障害者の状況。

われわれもちろん協力するが、行政も地域も、公営住宅の空き部屋の有効利用や、精神障害者のリハビリで事業主が払っている税を減免するなど障害者雇用の動機付けができるようにできないかと思っている。

条例の前文の中に、できれば「障害者の尊厳の保持」という言葉を盛り込んでほしいと思う。

これまで、「誰もがありのままに」とか「利用者本位に立って」ということを理念に掲げている施設も多いが、介護保険でも法律に明文化されているし、平成10年の厚生省の基礎構造改革の中間まとめでも「対等な関係の確立」の中で「尊厳の保持」という言葉が出てくる。

障害者にとっても尊厳を大事にしていきたいということから、そういう文章が入ればいいと考えている。

(野沢座長)

ありがとうございました。では、今村さんの意見に質問など。

(森委員)

精神科病院事務長会ということですが、病院として、精神障害を抱える方が地域で暮らすために、病院でどのような支援ができると考えているのか。

(千葉県精神科病院事務長会 今村様)

「適度な距離」、つかず離れずという適当な関係というのが大切ではないかと思う。

(西村委員)

以前、病院でPSWをしていたので多少理解しているが、社会的入院の存在も差別として考えていきたいと思っているが、精神科病院が社会的入院患者の入院費によって経営が成り立っている部分もあろうかと思う。そうした現況の中でどのように考えるか。

(千葉県精神科病院事務長会 今村様)

国で精神病床を、72000床、20%カットしようということが打ち出され、千葉県内でも2000床になるかと思う。

実際のところ、県内の病床利用率は95～96%まで下がっていると思う。既に四国などでは80%台まで下がっているところもある。この大きな流れは1病院で解決できる問題ではない。社会的入院の存在を認めた上での解消には個人的には賛成する。

(野沢座長)

みなさん、最後に何かございますか。

(千葉県中小企業家同友会 市川様)

大部分の方が権利ばかりを主張しているのが少し残念だった。盲聾養護PTAの方が少し他の人への感謝をおっしゃっていたのが救いだったが。

お互い種別の違う障害者同士も理解しあわなければならないと思う。

障害があっても、義務は果たさなければならない。感謝も必要なのではないかということをつけ加えたいと思う。

(千葉県精神障害者共同作業所連絡協議会 前波様)

資料4の4pを読んでいただければ、障害者のための施設の立地がいかに困難かが理解いただけると思うので読んでいただきたいと思います。

(野沢座長)

時間がないので各自お読みいただきたい。

ありがとうございました。

(拍手)

なかなか、条例という制約があるし、県民の意識から乖離しても仕方ないし、鷹巣町みたいに首長が変わって、戻ってしまっただけでは意味がない。

推進会議のような場を作ることで、世の中を変えていくということ。それを条例の中に盛り込むことが大切。

(事務局:高橋)

次回、研究会での議論を踏まえて最終報告の案を提案させていただきたい。

また、委員の方から愛称を応募させていただきたい。12月7日を期限とさせていただきたい。

(野沢座長)

これは委員以外もいいんですよね？

(事務局:高橋)

とりあえず委員だけで。

(野沢座長)

では、これにて第18回研究会を終わりにしたい。次回は第19回。12月12日、またここで開きます。

ありがとうございました。

---第18回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---